

改葬の手続きについて

1 移転先墓地管理者から「墓地使用許可証」を取得してください

- ・改葬許可申請書の添付資料として必要です。

※改葬許可がないと墓地の使用許可が下りない、という場合は、神流町役場担当までご連絡ください。

2 改葬許可申請書を記入してください

- ・忘れずに押印してください。

・申請者が、改葬前の墓地使用者と異なる場合は、墓地使用者との続柄や承諾事項の記入、押印が必要です。

・埋葬・納骨の証明のため、改葬前の墓地管理者の住所、氏名の記入、押印が必要です。申請者本人が管理者の場合も記入、押印してください。

・申請書は、改葬する全ての遺骨について作成してください。申請書1枚につき1体、または、別紙に連記したものを添付してください（必要事項が記入されていれば、別紙の様式は問いません）。

- ・記載事項で分からない箇所は、「不明」と記入してください。

3 神流町役場へ改葬許可申請書を提出してください

・「墓地使用許可証」原本を添付してください。原本はコピー後、返却いたしません（郵送される場合はコピーで構いません）。

・運転免許証やマイナンバーカードなど、申請者の身分証明書をお持ちください（郵送される場合はコピーを添付してください）。

- ・申請書に不備が無ければ、その場で証明書を発行いたします。

・遠方にお住まいの方などで、申請書を郵送される場合は、返信用封筒（切手を貼り、返信先宛名を記入したもの）を同封してください。

- ・改葬許可証は無料です。

担 当

〒370-1592

群馬県多野郡神流町大字万場 90-6

神流町役場住民生活課住民係

電話 0274-57-2111（内線 147）

FAX 0274-57-2715